

長 福 第 9 8 4 号
令和 7 年 2 月 17 日

茨城県から指定を受ける介護サービス事業所 管理者 殿
(医療機関・薬局等のみなし指定事業所を含む)

茨城県福祉部長寿福祉課長

**令和 7 年 4 月から適用する介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する
届出書の提出について（通知）**

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について下記のとおり通知しますので、内容をご確認の上、所要の手続き（届出書の提出）について、ご対応をお願いいたします。

記

1 届出書の提出が必要となる事業所

以下に該当する事業所は、「2 各項目の詳細」を確認のうえ、必ず届出書を提出してください。

	対象事業所	届出が必要となる項目
(1)	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与	業務継続計画策定の有無 ※届出が無い場合、「減算型」が適用
(2)	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（短期利用型）	身体拘束廃止取組の有無 ※届出が無い場合、「減算型」が適用
(3)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)を算定している事業所	介護職員等処遇改善加算 ※届出が無い場合、「加算なし」が適用
(4)	訪問介護	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上） ※令和6年度後期の実績をもとに、令和7年度前期の減算適用を判定
(5)	通所介護、通所リハビリテーション	施設等の区分（事業所規模による区分） ※令和6年度の実績をもとに、令和7年度の区分を判定
(6)	全種別	その他 ※(1)～(5)以外に、4月から加算の算定を開始・変更等する場合は届出が必要

2 各項目の詳細

(1) 業務継続計画策定の有無

- 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与は、令和6年度介護報酬改定の経過措置終了により、令和7年4月から業務継続計画未策定減算が適用されます。届出が無い場合は「1：減算型」とみなされるため、必ず届出書を提出してください。

(2) 身体拘束廃止取組の有無

- 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（短期利用型）は、令和6年度介護報酬改定の経過措置終了により、令和7年4月から身体拘束廃止未実施減算が適用されます。届出が無い場合は「1：減算型」とみなされるため、必ず届出書を提出してください。

(3) 介護職員等処遇改善加算

- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)は、令和7年3月31日で加算区分が廃止されます。加算Ⅴ(1)～(14)を算定している事業所は、届出が無い場合は「1：なし」とみなされるため、必ず届出書を提出して、加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのいずれかを取得してください。
- 介護職員等処遇改善加算の算定区分は、令和7年度の処遇改善計画書に記載の区分と一致する必要があります。令和7年度の処遇改善計画書の様式や提出期限等については、別途ご案内します。

(4) 同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）

- 訪問介護は、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合、当居住者へのサービス提供について12%減算が適用されます。
- 「別紙10 訪問介護における同一建物減算に係る計算書」により、令和7年4月1日～9月30日の12%減算適用の有無を判定し、以下のいずれかに該当する場合は、届出書を提出してください。
 - ①現在届出している区分（「1：非該当」、「2：該当」）に変更がある場合
 - ②同一敷地内建物等に居住する者への提供割合が90%以上であるが、正当な理由があり、区分が「1：非該当」となる場合（正当な理由として認められるか確認するため、現在届出している区分に変更がなくても、届出書を提出願います）

■制度の概要（県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/doitutatemonogensan.html>

(5) 施設等の区分（事業所規模による区分）

- 通所介護、通所リハビリテーションは、前年度の1月当たりの平均利用延人員数に

より、算定すべき介護報酬が区分されています（事業所規模による区分）。

- 「通所系サービス報酬区分確認表」により、令和7年度の事業所規模による区分を判定し、現在届出している区分（「通常規模」、「大規模」等）に変更がある場合は、届出書を提出してください。

■制度の概要（県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/tsuushokibokubun.html>

（6）その他

- （1）～（5）以外に、4月から加算の算定を開始・変更等する場合は、届出書を提出してください。

3 提出書類（届出書の様式）

- ①介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
③「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書（別紙様式）
④添付書類

	届出項目	④添付書類
（1）	業務継続計画策定の有無	なし
（2）	身体拘束廃止取組の有無	なし
（3）	介護職員等処遇改善加算	なし ※処遇改善計画書の提出について別途ご案内します。
（4）	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	別紙10 訪問介護における同一建物減算に係る計算書
（5）	施設等の区分（事業所規模による区分）	通所系サービス報酬区分確認表
（6）	その他	加算の種別ごとに必要な書類 ※県ホームページに掲載の「添付書類一覧」で確認してください

■提出書類の様式は、以下のページからダウンロードしてください。（県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/kasan.html>

4 届出書の提出方法等

届出書は郵送でご提出ください。

- ・提出先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978－6
茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

・提出期限

サービス 種別	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ テーション、訪問看護、居宅療養管理指 導、通所介護、通所リハビリテーション、 福祉用具貸与	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、特定施設入居者生活介護、 短期入所生活介護、短期入所療養介護
提出期限	令和7年3月14日（金）＜必着＞	令和7年4月1日（火）＜必着＞

※提出期限を過ぎた場合、加算の算定は翌月（5月）以降になります。

5 その他

茨城県以外の自治体から指定を受ける事業所は、本通知の対象外です。令和7年4月から算定する介護報酬の加算等に係る提出書類や提出期限等については、所管の自治体にお問い合わせください。

茨城県から指定を受ける事業所 (本通知の対象)		事業所所在地		
		水戸市 他都道府県	常総市 笠間市 つくば市	左記以外の 市町村
サ ー ビ ス 種 別	居宅サービス（みなし指定以外）			○
	居宅サービス（みなし指定）		○	○
	施設サービス		○	○
	地域密着型サービス、居宅介護支援、 総合事業			

※「○」が付いていない事業所は、所管の自治体にお問い合わせください。

茨城県福祉部長寿福祉課
介護保険指導・監査担当
TEL：029-301-3343 FAX：029-301-3348
Mail：chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp